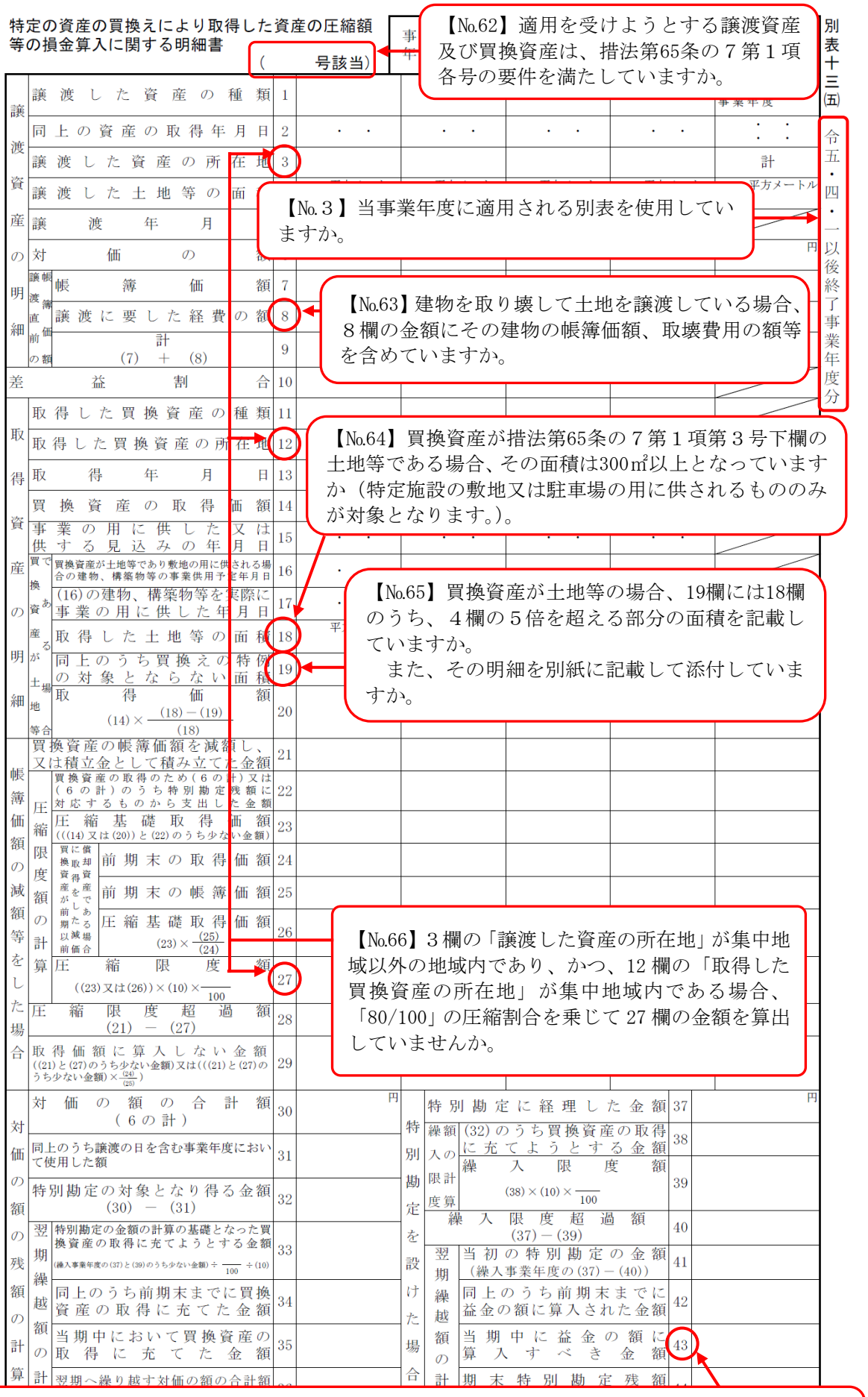

【No.62】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の７第１項各号の要件を満たしていますか。

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.63】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、８欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.64】買換資産が措法第65条の７第１項第３号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。

【No.65】買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち、４欄の５倍を超える部分の面積を記載していますか。
　また、その明細を別紙に記載して添付していますか。

【No.66】３欄の「譲渡した資産の所在地」が集中地域以外の地域内であり、かつ、12欄の「取得した買換資産の所在地」が集中地域内である場合、「80/100」の圧縮割合を乗じて27欄の金額を算出していませんか。

【No.67】一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から１年以内）に買換資産を取得しなかった場合、43欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。